

# お知らせ

## 社会福祉法人 福医会へ寄附して頂いた方へ

当法人への寄附金については、所定の手続きを行う事で所得控除や個人住民税（長崎県内に住所を有する方）の控除が受けられます。

### ○ 個人で寄附して頂いた場合

- ・ 確定申告によって、所得控除・個人住民税の控除適用
- ・ 個人住民税のみ控除申告する場合は、寄附翌年 1 月 1 日現在に住所を有する長崎県内の市町村に申告

### ○ 法人・団体等で寄附して頂いた場合

社会福祉法人は『特定公益増進法人』に該当する為、一般寄附金損金算入限度額と別枠で損金算入が認められます。

※当法人より発行された 寄附金の領収書 が手続きに必要です。

